

不登校児童への対応方針

枚方市立明倫小学校

<不登校児童の支援における現状と課題>

本校の不登校児童は、生活リズムの乱れ、保護者と離れたくない、保護者の過干渉などが理由で欠席することが多い。それぞれの不登校児童に対し、心の相談員や不登校支援員と連携し、それぞれの児童にあったアプローチを考え、試みているところである。しかし、欠席理由が児童本人の考えなのか保護者の考えなのか分からず登校支援の方法に困ることがある。

<不登校支援協力員の配置による教育機会の確保及び不登校児童数の減少に向けた手立て>

不安そうな表情の児童がいれば声を掛け、悩みを聞き、不安を解消する。養護教諭と連携し、保健室の来室状況を確認することで、不登校を未然に防ぐ。不登校児童に対しては、担任及び不登校支援員と連携し、家庭訪問等による登校支援を充実させる。校内教育支援ルームを整備し、不登校児童に対し、学習支援を行う。

<具体的な対応>

- 不登校児童への対応にあたっては、不登校未然防止の観点から、日頃より学校・家庭・地域等が連携することの意義について広く周知するため、学校における不登校児童への対応方針を定め、教育計画に記載するとともに、すべての児童が安心して過ごせるよう、魅力ある学校づくりを推進する。
- 不登校児童への対応方針については、「5つのレベルに応じた不登校対応例」を参考にする。
- 欠席しがちになる等の兆候を把握した場合は、機を逸することなく適切な対応を図る。
- 不登校児童への対応にあたっては、児童のアセスメントを丁寧に行い、教育機会の確保を図る。
- 不登校が長期化している児童については状況把握に努め、定期的な安全確認を行う。
- 欠席が長期化する場合は、定期的に安全確認するとともに、虐待が疑われる場合は速やかに通告し、関係機関と連携を図る。
- 要保護児童対策地域協議会において、虐待ケースとして登録されている児童については、理由に関わらず、休業日を除き、引き続き7日欠席した場合は、速やかに関係機関に情報提供または通告を行う。
- 児童を対象にスクリーニングを実施する等、児童の些細な変化を教職員で共有できるよう取組(月1回職員会議)を進めるとともに、不登校または不登校の兆しのある児童に対し、機を逃さず家庭訪問を行ったり、ICT機器を活用したりするなど、児童とつながるよう、きめ細やかで適切な対応を図る。
- 魅力ある学校づくりの推進にあたっては、「分かりやすい授業の工夫」など日々の授業や特別活動に着目した取組を進める。
- 欠席の期間が長くなるにつれて、学校を休む理由が変わる可能性があることから、早期支援を行う。
- 児童のアセスメントにあたっては、校内ケース会議等において児童の状況を十分に把握し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家も含めたチームによる支援体制を整える。(不登校等対策委員会)
- 不登校児童への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することをめざす。

5つのレベルに応じた不登校対応例

学校対応

連携対応

未然防止 初期対応 連続欠席が2日、または月間の断続的欠席が3～5日

担任による電話連絡等【実態把握】

★チェックポイント

- 欠席理由
 - 医療機関への受診の有無について
 - 次の登校時の連絡など
- ※欠席理由が不明瞭な場合、家庭訪問等で確認

安心できる
声かけ

次の登校
時の連絡



学級・学年・教科など、学校園内での情報提供

- ①学級での様子
- ②人間関係
- ③学習状況の確認
- ④部活動などの様子
- ⑤スクリーニングシート

不登校対策委員会で検討

チェック

保健室への来室状況
なども有力な情報に
なります。

早期対応 サポート方法の確認 連続欠席が3日以上、または月間の断続的欠席が6～9日

担任による家庭訪問等【実態把握】

★チェックポイント

- 子どもの表情・様子
- 家庭の養育環境
- 子どもの生活リズム
- 保護者の見立て
- 子どもの友人関係
- 登校への意欲レベル
- 子どもと保護者の関係性

家庭の思いを尊重
した態度で実施



生徒指導・学年・委員会・SC・SSW との連携

- ①養育環境
- ②学校での様子
- ③学習状況
- ④過去の欠席状況
- ⑤支援を要する場合の対応

ケース会議

情報共有した内容
は、学校全体で共
有する。

継続的なつながり 長期欠席（学期内で10日以上、年間30日以上）かつ、家庭と連絡が取れる状態

① 学校とのつながりを切らない

- ・電話・タブレットを活用した継続的な連絡
- ・家庭訪問
- ・行事への参加の仕方も家庭と相談

② 保護者、本人の意向の確認

- ・学習の仕方の確認（タブレットの活用等）
- ・SC、SSW等専門家へつなぐ
- ・別室対応（校内適応指導教室）

③ 校内体制の確保（人員、時間、場所）

④ 協力体制の確立（他学年、支援学級、管理職など）

「枚方市子どもの居場所サポ
ートガイド～不登校支援ガイ
ド～」を提供し、本人にとっ
てベストな居場所を一緒に考
えます



学校外の組織との連携

- ①教育支援センター「ルボ」（毎年登録・入室手続きが必要）
枚方市教育文化センター別館 1F（TEL：050-7102-3154）
・学校を通さず直接家庭からの申込もできますが、登室状
況はセンターと学校で情報共有を行い、子どもの支援を
行います
・登室・訪問指導
・学校と連携・出席扱い（校長裁量）
- ②院内学級
- ③フリースクールなど
- ④その他必要に応じてつなぐ関係機関
・医療・診療内科（発達課題）・少年サポートセンター（非行）など

関係諸機関との連携 長期欠席（学期内で10日以上、年間30日以上）かつ、家庭と連絡が困難な状態

① 登校した子どもの様子をしっかりと把握する。

② SC、SSW等の専門家を交えたケース会議を行い、

目的意識を持って組織的に対応する。

③ 長期的に連絡が取れない場合、学校には公的

関係機関への通知や通告義務があることを

管理職と相談のうえ、保護者に説明する機会を設ける。

法的根拠に
基づいた説明



重大自自案を想定した連携する関係機関

区分	連携する関係諸機関
就学義務違反	教育委員会
虐待	まるっとこどもセンター
非行	少年サポートセンター・スクールサポーター

緊急事態 迅速な対応 年間の出席が10日以下かつ、家庭との連絡が困難な状態

電話連絡や家庭訪問を行う中で、学校が家庭へアプ
ローチしたことを形として残す。

また、日々の学校対応を記録しておく。

・電話連絡の際、留守番電話にメッセージを残す。

・家庭訪問の際、手紙を投函しておく。 など

①子どもの命を守ることを最優先に考える。

②家庭と連絡が取れる状態でも、子どもへのアプローチを忘れない！

③個人がケースを抱えることなく、組織的に対応する。

④普段の積み重ねが信頼を生むことを忘れない。

重要

重大事案に発展しないための緊急的な連携

- ①長期的に家庭との連携が取れず、「虐待」の疑いがある場
合は、管理職に相談し緊急的に関係諸機関と連携する。
→教育委員会へ通告書の写しを提出
→まるっとこどもセンターまたは中央子ども家庭センタ
ーに通告・状況に応じて警察に情報提供
- ②学校対応について保護者から過度な要求がある場合。
→スクールロイヤーに相談（教育委員会を通して）

※児童のおかれている状況は多様であり、本方針とは異なる個別の対応を行う場合もあります。